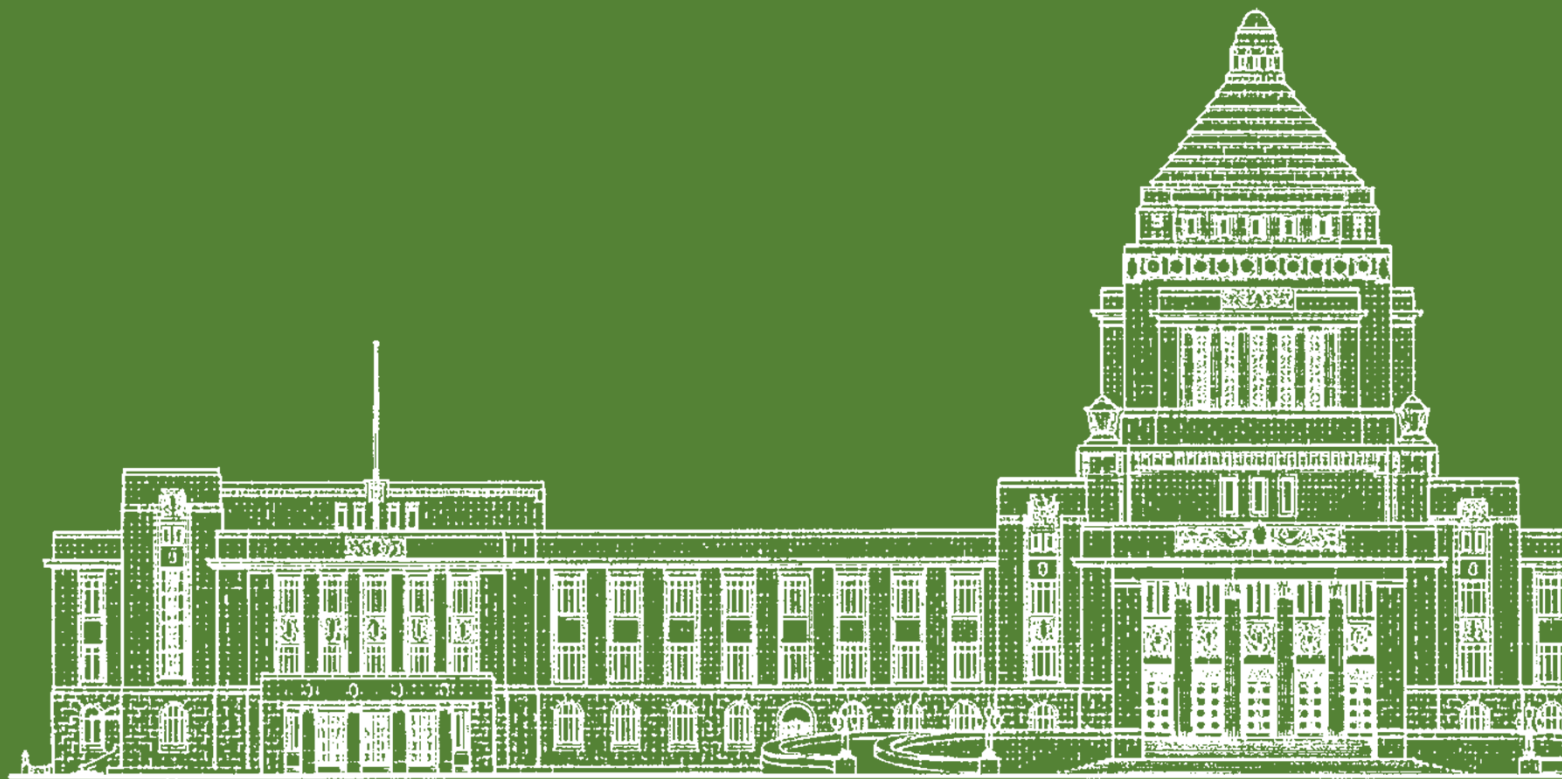


事例紹介

～リベンジポルノ防止法～



0. 題材とする議員立法

リベンジポルノ防止法

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年)

・リベンジポルノ

(嫌がらせ・腹いせの目的で元交際相手・元配偶者の性的なプライベート写真・動画をインターネット上に流出させる行為)

等による被害を防止するため、

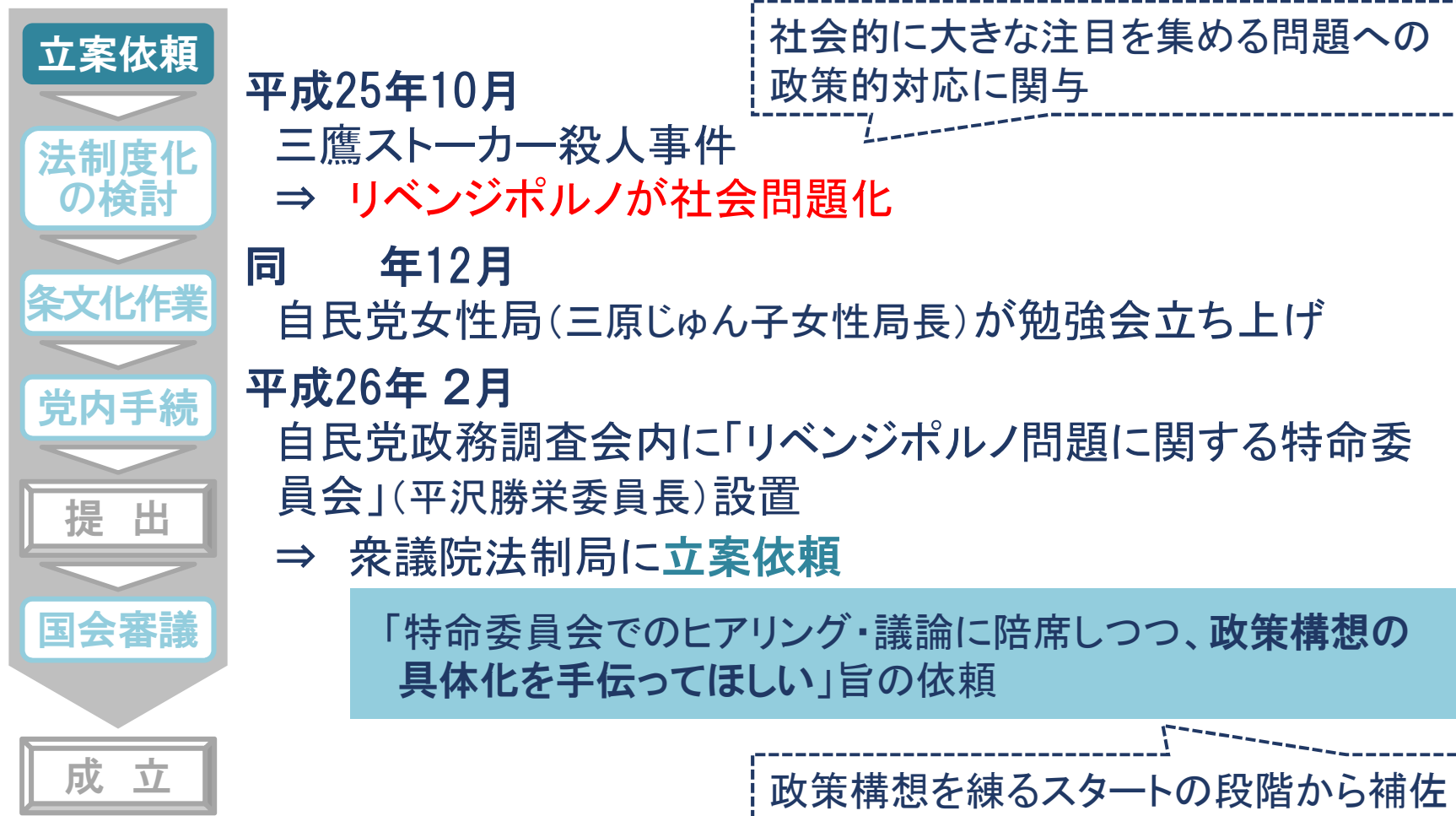
①罰則

②プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除)

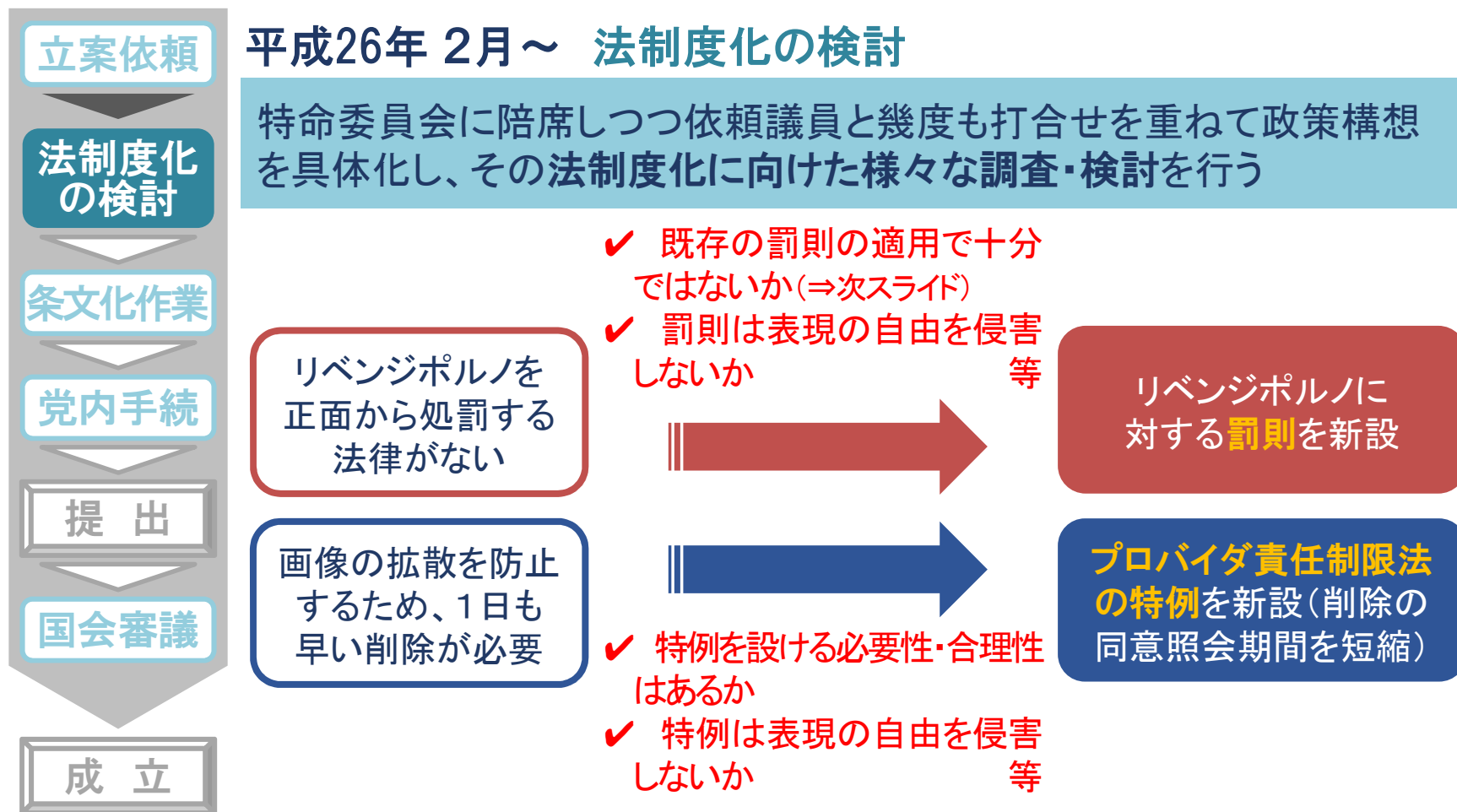
③支援体制の整備等

について定める法律

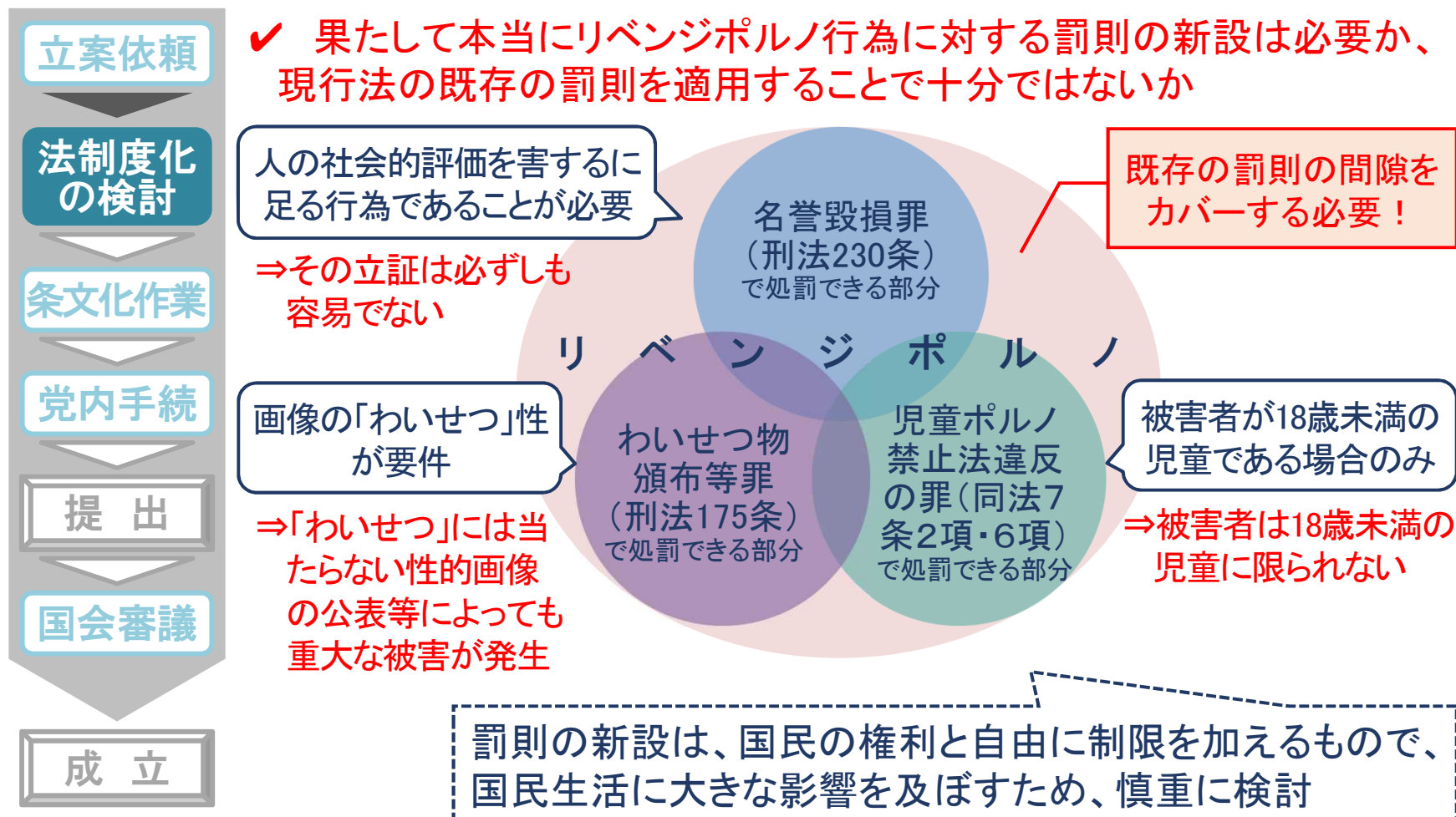
1. リベンジポルノ防止法の立案①立案依頼



2. リベンジポルノ防止法の立案②法制度化の検討



2. リベンジポルノ防止法の立案②法制度化の検討(続)



3. リベンジポルノ防止法の立案③条文化作業



特命委員会で法制度の骨格が決定

- ① リベンジポルノ画像を提供する行為等の処罰
- ② インターネット上のリベンジポルノ画像の迅速な削除を実現するための「プロバイダ責任制限法」の特例
- ③ 被害者に対する支援体制の整備等

⇒ 条文化作業

表現の正確さ・簡潔さ・平易さのバランスに留意しつつ、上記①～③等の法制度を具体的な条文の形に(局内審査を経て確定)

✓ 「リベンジポルノ画像」を条文上どのように定義すればよいか 等

国民の行動の自由を保障する観点から、罰則が適用される要件は明確なものではないため、慎重に条文化

(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案)

(目的)

第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通による被害又は私生活の平穩の被害があつた場合における特定電気通信設備提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三法律第百二十七号)の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名義及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像(撮影の対象とされた者(以下「撮影対象者」という。)において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者(次条第一項において「第三者」という。)が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く、次項において同じ。)に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、

4. リベンジポルノ防止法の立案④党内手続～提出



平成26年10月

自民党党内手続 (法案を国会に提出するために必要な政党の内部手続)

- ① リベンジポルノ問題に関する特命委員会・内閣部会・総務部会・法務部会・外交部会・文部科学部会合同会議
- ② 政調審議会
- ③ 総務会

同年11月

委員長提案(全会一致)を目指して他党へ説明

党内手続・他党への説明のいずれにおいても、説明資料の作成(右図参照)・法案説明の補佐・質問への対応など、依頼議員を補佐

数多くの政党・関係議員へ説明に回り、幅広い賛同を得る

⇒ 提出 (衆議院総務委員長提案)

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案 概要

1 目的(第1条)
 ①私事性的画像記録の提供等の処罰
 ②プロバイダ責任制限法の特例
 ③被害者に対する支援体制の整備 等

個人の名譽・私生活の平穩の侵害による被害の発生・拡大を防止

2 定義(第2条)
 ●「私事性的画像記録」(電子情報)・「私事性的画像記録物」(有体物)
 ※「リベンジポルノ防止法」の「リベンジポルノ」の定義に準じたもの
 ①～③のいずれかに掲げる人の姿が撮影された画像(※)に係る記録・物
 ※本人が第三者に見られることを認識した上で撮影を許可した画像(デジタルビデオ・グラフィック写真等)を除く

①性交又は性交類似行為に係る人の姿
 ②他人が人の性差等を触る行為又は他人の性差等を触る行為に係る人の姿であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
 ③衣服の全部又は一部を着けない人の姿であつて、殺害に人的な性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

3 罰則(第3条)
 ※いずれも報告罪・国民の国外犯処罰

(1) 公表罪
 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、私事性的画像記録(物)を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者
 ⇒3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 公表目的提供罪
 (1)の行為をさせる目的で、私事性的画像記録(物)を提供した者
 Ex. LINE等によって拡散目的で特定少数者に提供 ⇒1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

4 プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除)(第4条)
 【現状】
 ○違法性が明らかの場合など ⇒ガイドラインや契約約款により即時削除
 ○プロバイダ等が権利侵害を判断できる場合 ⇒即時削除(法3条2項1号により免責)
 △プロバイダ等が権利侵害を判断できない場合
 ⇒(1)被害者から削除申出→(2)発信者に対して削除に同意するか照会
 ⇒(3)7日経過しても不同意の申出がない⇒(4)削除(法3条2項2号により免責)

私事性的画像記録に係る情報の流通による名譽又は私生活の平穩の侵害につき、③の7日を2日に短縮する特例(被害者死亡の場合には追族が申出可)
 ※公職の候補者等に係る特例を参考にしたもの

5 支援体制の整備等(第5条・第6条)
 ●支援体制の整備等
 ①被害者が復讐などを行いやすくするために必要な体制の充実
 ②削除の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実
 ③一体的に被害者の相談に応じ、適切な対応するための必要な体制の整備
 ●被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発

6 その他(附則)
 ●被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討
 ●この法律の見直しに関する検討

5. リベンジポルノ防止法の立案⑤国会審議～成立



国会審議(衆議院総務委員会・参議院総務委員会)

事前に想定問答・答弁案を作成し、審議当日も委員会答弁を補佐

11月18日 衆・総務委
塩川鉄也議員(共産)

【問】
現行法の対応如何。
本法案の立法趣旨。

【答】
1 現行法では……
2 そこで、本法案では……

……従来、わいせつ罪や名誉毀損罪、児童ポルノ禁止法等の現行法があるわけですが、こういうものの対応はいかがなのか、本法案の立法趣旨とあわせ御答弁をいただければと思います。

平沢勝栄議員(自民)

塩川鉄也議員(共産)

……例えば、わいせつ物やわいせつ画像に当たらない場合であっても撮影対象者の権利が害される場合というのはあるわけですので、……

第187回国会衆議院総務委員会議録第3号
(平成26年11月18日)3・4頁参照

衆議院法制局
職員



補佐

⇒ ほぼ全会一致で可決・**成立**

100問を超える想定問答を準備し、
最後にして最大の山場を乗り切る

6. リベンジポルノ防止法の立案⑥その後

▶ 毎年着実に検挙

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
53件	48件	57件	36件

(令和元年版 犯罪白書)

立案を担当した法律が社会の中で機能していることを実感し、感慨もひとしお

▶ 六法全書にも収録



まさに「六法全書に残る仕事」

皆さんと一緒に働ける日が来ることを
楽しみにしています。



ご視聴ありがとうございました。